

平成27年度第4回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会議事録

1 日時：平成27年10月29日（木） 午後2時00分～午後3時30分

2 場所：千葉市役所議事堂棟3階 第3委員会室

3 出席者：

(1) 委員

石井 慎一委員（部会長）、木下 剛委員（副部会長）、大谷 益世委員
観音寺 拓也委員、蒔田 鐵夫委員

(2) 事務局

(都市局)

小早川都市局次長

(公園緑地部)

山下部長

(都市総務課)

増田都市局参事兼課長、村上課長補佐、西森主査、中野主任主事

(公園管理課)

竹本課長、中臺主査、叶主任主事

4 議題：

(1) 議事進行について

(2) 稲毛海浜公園教養施設（花の美術館・稲毛記念館・海星庵・野外音楽堂・稲毛民間航空記念館）の指定管理予定候補者の選定について

5 議事の概要：

(1) 議事進行について

配布資料をもとに説明を実施した。

(2) 稲毛海浜公園教養施設（花の美術館・稲毛記念館・海星庵・野外音楽堂・稲毛民間航空記念館）の指定管理予定候補者の選定について

稲毛海浜公園教養施設（花の美術館・稲毛記念館・海星庵・野外音楽堂・稲毛民間航空記念館）の選定要項等について施設所管課からの説明後、申請者へのヒアリングを実施し、選定基準に基づいた審査を経て、申請者は稲毛海浜公園教養施設（花の美術館・稲毛記念館・海星庵・野外音楽堂・稲毛民間航空記念館）の管理を適切かつ確実に行うことができるものと認められた。

6 会議経過：

○村上都市総務課長補佐 それでは、委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

只今より平成27年度第4回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会を開催させていただきます。

申し遅れましたが、私は、本日の司会を務めさせていただきます都市総務課課長補佐の村上と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議でございますが、5名全ての委員の皆様にご出席いただいておりますので、

千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

はじめに、開会に当たりまして、小早川都市局次長からご挨拶申し上げます。

○小早川都市局次長 都市局次長小早川でございます。

本日は、お忙しい中、第4回公園部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の部会でございますが、稲毛海浜公園の施設でございます花の美術館、稲毛記念館、海星庵、野外音楽堂、稲毛民間航空記念館の管理運営の提案内容につきまして、ご審議をいただき、指定管理予定候補者の決定の参考にさせていただきます。

なお、稲毛海浜公園につきましては、現在施設の配置の見直しなども含めました再整備の検討をしておるところでございます。このようなことから、今回の指定管理者の選定に当たりましては、平成28年4月1日から29年3月31日までの1年間といたしまして、非公募で公益財団法人千葉市みどりの協会を指定管理予定候補者としてと考えております。

また、現在、本市では、この3つの人工海浜と2つの海浜公園からなります稲毛から幕張にかけての海辺エリアを本市固有の地域資源と捉えまして、活性化に向けた海辺のランドデザインというものを策定をしておるところでございます。この中でも、この稲毛海浜公園につきましては、レジャープールや各種スポーツ施設が立地いたしまして、ファミリーを中心にスポーツ・レクリエーションが楽しめるファミリーレジャーとスポーツの海辺ゾーン、また海岸の自然や歴史文化が感じられ、ビーチと一体となった広大なオープンスペースなどがある歴史の海辺ゾーン、ヨットやウィンドサーフィンなどの新たなマリンスポーツを通じて、海に親しみ、楽しめるゾーンとしてマリンスポーツの海辺ゾーンと、この3つのゾーンに分けて、位置づけをして活性化を図っていくことを目指しております。

これらの方向性を踏まえました公園の再整備と、具体的な方針を定めた上で、来年度、また改めて指定管理者の選定を行うことを予定しております。委員の皆様には、1年間の短期間の指定管理予定候補者の選定ではございますが、それぞれご専門の立場から、どうか忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○村上都市総務課長補佐 小早川都市局次長につきましては、本日所用がございましたため、これをもちまして退席とさせていただきます。

○小早川都市局次長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

(都市局次長退席)

○村上都市総務課長補佐 それでは、議事に入る前に、会議の公開及び議事録の作成についてご説明いたします。

お手元の資料3「千葉市都市局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」をご覧ください。

本日の会議は、「1 会議の公開の取扱い」の(1)のとおり公開としております。また議事録につきましては、「2 議事録の確定」の(1)及び「3 部会の会議への準用」のとおり、事務局が案を作成し、皆様に内容を確認していただいた後、部会長の承認をもって、確定とさせていただきます。

なお、傍聴人の皆様にお願ひ申し上げます。傍聴に当たりましては、お手元の資料4「傍聴要領」に記載された事項をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

石井部会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○石井部会長 今日はよろしくお願い申し上げます。

それでは、議題(1)「議事進行について」、事務局からご説明をお願いいたします。

○増田都市総務課長 都市総務課長の増田でございます。よろしくお願いいたします。

事前に大量の資料にお目通しをいただき、大変申し訳なく思っておりますが、審議をスムーズに進めるためということで、いろいろとありがとうございます。

それでは、私から、議題（１）「議事進行について」ご説明申し上げます。

座って説明をさせていただきます。

お手元の資料６をお願いできますでしょうか。

「議事の進行について」というフロー図をご覧ください。

本日、今後の議事進行については、この後、施設所管である公園管理課より、指定管理予定候補者選定要項、指定管理者管理運営の基準、指定管理予定候補者選定基準の概要並びに第一次審査、書類審査になりますが、こちらの結果についてご説明をさせていただきます。

その後、申請者である公益財団法人千葉市みどりの協会による10分間のプレゼンテーションと質疑応答を行います。事務局においてプレゼンテーションの1分前に申請者に対して終了予告をいたします。それが終わりましたから、申請者への質疑ということになります。その後、申請者は退席していただきまして、提案内容について審議をするという形になります。

評価する点や、より良い管理運営を行うための提案など、申請者の提案内容についてご意見をいただくとともに、内容が管理運営の基準において要求している水準を満たしているかどうかについてもご審議いただきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

○石井部会長 ありがとうございます。

只今のご説明に対しまして、委員の皆様からご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○石井部会長 では、議題（１）については、以上で終わりいたします。

それでは、議題（２）「稲毛海浜公園教養施設（花の美術館・稲毛記念館・海星庵・野外音楽堂・稲毛民間航空記念館）の指定管理予定候補者の選定について」を行います。

まず、選定要項、管理運営の基準、選定基準について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○竹本公園管理課長 公園管理課長の竹本でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

資料７－１をお願いいたします。

「稲毛海浜公園教養施設指定管理予定候補者選定要項」でございます。

３ページをお願いいたします。

「選定の概要」でございます。（１）管理対象施設、稲毛海浜公園教養施設【稲毛海浜公園花の美術館、稲毛海浜公園稲毛記念館、稲毛海浜公園海星庵、稲毛海浜公園野外音楽堂、稲毛海浜公園稲毛民間航空記念館】が対象施設でございます。

続きまして、（２）指定期間、平成28年４月１日から平成29年３月31日まで、１年間でございます。

（３）業務の内容、指定期間内の本施設の管理業務でございます。詳細は、管理運営の基準によります。

（４）選定の手順、選定までの手順については、下にございます表のとおりでございます。まず初め、１番目としまして、申請者への選定要項等の交付、平成27年８月６日に実

施いたしました。

2番目といたしまして、指定申請書の提出ですが、10月7日でございます。

3としまして、選定評価委員会によるヒアリング、選定の実施、これが本日、この席でございます。

この後、4としまして、選定結果の通知、平成27年11月上旬を予定しております。

その後、5としまして、仮協定の締結、これが11月中旬。

続きまして、6、平成27年第4回定例会に指定議案の提出をいたします。これが11月でございます。

7番目としまして、指定管理者の指定・協定の締結、これが平成28年1月を予定してございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

「4 管理対象施設の概要」、(1)設置目的等でございますが、表の2段目、ビジョンをご覧ください。

本施設の目的、目指すべき方向性でございますが、花の美術館につきましては、「花と緑の豊かな良好な都市環境を創造するため、より多くの市民に花や緑の大切さを伝え、緑化や緑の保全に対する意識の普及・啓発を図るとともに、公園利用者の憩いの場、レクリエーションの場として機能する」。

稲毛記念館ほか3施設につきましては、「市民が郷土の歴史・風土への理解を深めるとともに、文化・教養の向上を図る場として、機能する」こととしております。

続きまして、ミッションでございます。

施設の社会的使命や役割でございますが、花の美術館につきましては、1つ目が、「花や植物の育て方や管理方法など、市民の日常的な緑化活動に対する指導や相談を行うとともに、花の飾り方、楽しみ方など、花の文化に触れながら「花のある豊かな暮らし」を提案すること」。

2つ目としまして、「花や植物の展示、講習会などを通じて緑化活動や植物に対する学習の場を提供すること」。

3つ目としまして、「四季折々の花や植物の姿が楽しめる見本園を開放し、レクリエーションの場を提供すること」。

稲毛記念館ほか3施設につきましては、1つ目としまして、「稲毛海岸の歴史・風土や航空への理解を深める展示等により、来園者に学習の機会を提供すること」。

2つ目としまして、「市民が快適な環境の中で、日本の伝統的な文化活動をはじめ、様々な文化活動を展開できる場を提供すること」としております。

続きまして、(2)施設の概要及び特徴でございます。

アとしまして、花の美術館。まず、開設が平成8年4月2日、施設の内容ですが、敷地面積が20,330㎡、床面積が3,939㎡でございます。次のページに参りまして、まず展示棟ですが、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、床面積が2,589㎡、アトリウムほかの施設が入っております。

続きまして、温室棟でございますが、鉄骨造、床面積が986㎡。

続きまして、休憩棟ですが、鉄筋コンクリート造、床面積が363㎡。

見本園でございますが、前庭、脇庭、後庭、中庭で構成されております。

特徴、供用時間、供用日につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、イ、稲毛記念館、開設が昭和59年4月12日、施設ですが、鉄筋コンクリート造3階建て、床面積1,855㎡。資料展示室、映写室、大広間、特別会議室等から構成されております。特徴、供用時間、供用日につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、海星庵、開設が平成7年5月16日。施設ですが、木造平屋建、床面積55㎡。茶室と立札席から構成されております。特徴、供用時間、供用日につきましては、記載のとおりでございます。

エとしまして、野外音楽堂、開設が昭和57年7月10日、施設としまして、鉄筋コンクリート造平屋建て、床面積が150㎡、ステージ123㎡から構成されております。特徴、供用時間、供用日につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、オ、稲毛民間航空記念館ですが、開設が平成元年4月29日、施設ですが、鉄骨づくり平屋建て一部中2階、床面積が443㎡、展示室と講習室から構成されております。特徴、供用時間、供用日につきましては、記載のとおりでございます。

7ページをお願いいたします。

(3) 指定管理者制度導入に関する市の考えでございますが、成果指標と数値目標を設定してございます。

まず、成果指標でございますが、①としまして、花の美術館の入館者数、②としまして、稲毛記念館ほか3施設の利用者数、入館者数でございます。

数値目標としましては、①につきましては年間96,000人以上、②につきましては、年間185,000人以上としてございます。

「5 指定管理者が行う業務の範囲」でございます。

(1) 指定管理者の必須業務の範囲です。

アとしまして、施設運營業務、イとしまして、施設維持管理業務、ウとしまして、経営管理業務。

8ページをお願いします。

(2) 自主事業として行うことができる事業でございますが、ア、施設の興行の企画・誘致業務、イ、管理許可による花の美術館レストラン及び売店の運営、ウとして、飲食・物販事業、エとしまして、その他の業務でございます。

(3) 再委託について、こちらでは、再委託についての制限を設けてあります。

ア、「管理業務の全部又は大部分若しくは重要な部分を第三者に再委託することはできません」。イ、「業務の再委託に当たっては、市の承認が必要となります」。

続きまして、「6 市の施策等との関係」。

これにつきましては、(1) 施策理解、(2) 市民利用、(3) 市内産業の振興。

次のページに参りまして(4) 市内雇用、現在の施設職員の継続雇用への配慮及び障害者雇用の確保、(5) 男女共同参画社会の推進、(6) 環境への配慮、(7) 暴力団の排除、(8) 施設の命名権への協力、これにつきましては、本施設のうち花の美術館には、命名権が採用されております。「命名権取得者が権利を行使するに当たっては、指定管理者は別途締結する命名権の契約書等に基づき、市に協力すること」としております。

続きまして、11ページをお願いします。

「8 申請に関する事項」でございます。

(1) 申請資格でございます。

アからケに記載してございます申請資格を設けておりまして、これは、後ほどご報告いたします形式的要件審査の対象項目となります。

(2) としまして、失格について記載してございます。

14ページをお願いいたします。

「経理に関する事項」です。

(1) 指定管理者の収入として見込まれるもの、ア、利用料金収入、イ、指定管理料。指定管理料の基準額についてをご覧ください。

指定期間全体の指定管理料の基準額は241,139,000円、消費税及び地方消費税を含むとしております。

続きまして、収入として見込まれるものがウ、自主事業による収入でございます。

(2) 管理経費でございます。

ア、人件費、次のページにいきまして、イ、事務費、ウ、管理費、これらが管理経費となります。

(4) 口座の管理をご覧ください。

「指定管理者としての業務に関し発生する指定管理料及びその他の収入は、法人等が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理してください」。専用口座にての管理をお願いするものでございます。

(5) には、利益還元、余剰金の取り扱いについて記載してございます。

17ページをお願いします。

中段以降、「13 その他」です。

(1) 業務の継続が困難となった場合の措置。

(2) 協定書解釈に疑義が生じた場合等の措置。

(3) リスク分担に対する方針。

これらを記載してございます。

続きまして、資料7-2をお願いいたします。

「指定管理者管理運営の基準」でございます。

2ページをお願いします。

下のほうですが、「第3 施設の概要及び管理区域」でございます。

施設の概要につきましては、先ほどご説明した内容を記載してございます。

5ページをお願いいたします。

中ほどですが、「第4 供用時間及び供用日」。

「原則として、本施設の供用時間及び供用日は、都市公園条例で定めるとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て供用時間を変更し、または、供用日以外の日に供用することができる。」としております。

6ページをお願いいたします。

「第6 利用料金制度導入にあたっての留意点」でございます。

1、利用料金の設定。

「選定要項「9 経理に関する事項」に示すとおり、本施設では利用料金制度を導入する。指定管理者は、市が千葉市都市公園条例第20条で規定する額の範囲内で、市長の承認を得て、利用料金を定めることができる」。

2、利用料金の減免。

「指定管理者は、本施設の利用料金について、千葉市都市公園条例第21条及び千葉市都市公園条例施行規則第15条の規定に基づく減免を行うこと。なお、花の美術館については、次のとおり減免を行うこと」。

(1) としまして、障害者及びその介護者。(2) としまして、学校教育の一環としての使用。(3)、市内在住の65歳以上の高齢者。(4)、無料開放、無料開放につきましては、「市民の日(10月18日)とその直近の土・日曜日のいずれか、の計2日間における、本施設の入館料は無料とする」こととしております。「また、毎週土曜日において、千葉市教育委員会が配布する「ふれあいパスポート」を提示する市内在住在学の全小・中学生の入館利用料金は、無料とする」こととしております。

7ページをお願いします。

「第8 施設運営業務」でございます。

2の運営業務の範囲をご覧ください。

本施設の運営について、指定管理者が行う業務は次のとおりとします。

ア、共通的な運営業務、イ、展示業務、ウ、施設貸出業務、エ、市からの事業実施受託業務、オ、指定管理者の自主事業実施、カ、各施設のその他の運営業務でございます。

3、共通的な運営業務でございますが、1つ目が（1）広報・プロモーション業務。
次のページをお願いします。

（2）としまして予約・問い合わせ、中段に行きまして（3）受付、下に行きまして（4）接客、9ページに移りまして、（5）専門員の配置、（6）情報公開、個人情報の保護及び秘密の保持、（7）急病等への対応、10ページにいきまして、（8）災害時の対応、（9）備品・用具などの貸出となっております。

続きまして、4、展示業務でございます。

下のほう、（1）花の美術館の常設展示でございますが、アとしまして絵画が2点、イとしまして、その他の展示物がございます。

11ページをお願いします。

（2）花の美術館植栽展示でございます。植栽展示につきましては、ア、展示棟の植栽展示、イ、屋内温室植栽展示、ウ、野外植栽展示、エ、花の門がございます。

続きまして、（3）稲毛記念館常設展示でございます。ア、操舵備品、イ、南極の石となっております。

（4）稲毛民間航空記念館常設展示でございますが、アの鳳号の復元機をはじめとしまして、ツまでの18の展示をしてございます。

12ページをお願いいたします。

5、施設貸出業務でございます。

（1）花の美術館につきましては、花工房。（2）稲毛記念館につきましては、特別会議室、大広間、和室、茶室、映写室。（3）海星庵につきましては茶室、次のページに行きまして立礼席。（4）野外音楽堂につきましては、ステージ及び付帯設備でございます。

（5）稲毛民間航空記念館につきましては、講習室。6番目としまして、市からの事業実施受託業務でございます。

14ページをお願いいたします。

（1）花の美術館につきましては、みどりの相談をはじめ5つの業務でございます。

（2）稲毛記念館につきましては、映画上映会をはじめ、3つの業務。

（3）海星庵につきましては、茶室公開と抹茶・煎茶サービス。

（4）野外音楽堂につきましては、コンサート。

（5）稲毛民間航空記念館につきましては、紙飛行機展示会をはじめ4つの業務でございます。

15ページをお願いいたします。

7、指定管理者の自主事業の実施でございます。

（1）としまして、施設の興行の企画・誘致業務について記載しております。

（2）としまして、花の美術館レストラン及び売店の運営でございます。

16ページにいきまして、（3）飲食・物販事業の実施について記載しております。

下に参りまして、8、各施設のその他の運営業務に関する留意事項を記載してございます。

18ページをお願いいたします。

「第9 施設維持管理業務」でございます。

下のほうに業務の対象範囲でございますが、アとしまして、建築物維持管理業務、イ、建築設備維持管理業務、ウ、什器・備品維持管理業務、エ、植栽維持管理業務、オ、外構施設維持管理業務、カ、清掃業務、キ、環境衛生管理業務、ク、保安警備業務、ケ、各施設のその他の維持管理業務としてございます。

27ページまで、それぞれの業務について記載してございます。

27ページをお願いいたします。

下のほうですが、「第10 経営管理業務」でございます。

お手数ですが、28ページをお願いいたします。

中段の3、事業計画書の作成業務でございます。

指定管理者は、年度当初に事業計画書を市に提出し、その承認を得ることとしております。

下に参りまして、5、事業報告書作成業務でございます。

指定管理者は、月事業報告及び事業報告書を作成すること。事業報告書は、前年度の事業報告を翌年度の4月末日までに市に提出することとしてございます。

29ページをお願いします。

7、事業評価（モニタリング）業務でございます。

3つございまして、（1）に、利用者アンケート、（2）としまして、施設の管理運営に対する自己評価、（3）定期及び随時の評価としております。

30ページをお願いします。

中段以降、「第11 その他の重要事項」でございます。

31ページ上のほう、2、修繕でございます。

（1）基本的事項の段落の2つ目をご覧ください。修繕の執行に関しては、原則として、指定管理者が行うものとします。なお、1件当たり100万円以下の修繕は指定管理者の負担とし、その金額を超える修繕は市と協議の上、負担割合を決定するものとしております。

以上が、指定管理者管理運営の基準についてのご説明です。

続きまして、資料7-3をお願いいたします。「指定管理者予定候補者選定基準」でございます。

1ページをお願いします。

「1 審査方式」。

（1）形式的要件審査（第1次審査）ですが、提案書などにより申請者が選定要項に記載する申請資格要件を満たしていることを事務局が確認いたします。

（2）提案内容審査（第2次審査）でございます。

ア、審査の概要ですが、提案書の記述内容などについて、本選定基準に従って、各委員が各審査項目を可・否の2段階で評価し、管理運営の基準などを満たしているかを審査いたします。

（3）としまして、指定管理者予定候補者の決定。

選定評価委員会における審査結果を踏まえ、千葉市長が指定管理予定候補者を決定いたします。

審査の流れにつきましては、2ページに記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

「2 形式的要件審査」。

（1）審査内容、ア、申請資格でございますが、まず（ア）法人その他の団体であること。

（イ）市の入札参加資格に関し、指名停止が行われていないこと。

(ウ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札などへの参加が制限されている者でないこと。

(エ) 千葉市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(オ) 千葉市税の特別徴収義務者にあつては、特別徴収を実施していること。

(カ) 労働関係法令を遵守している者であること。

(キ) 募集年度又はその前年度に納入すべき障害者雇用納付金がある者にあつては、これらの滞納がないこと。

(ク) 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。

(ケ) 当該団体又はその役員が千葉市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員など、または第9条第1項に規定する暴力団員の密接関係者でないこととしております。

イにつきましては、失格要件で、(ア) から (オ) まで記載のとおりでございます。続きまして、4ページをお願いいたします。

3、提案内容の審査でございます。

(1) 審査の方法ですが、以下に示すとおり、各委員が提案書の内容を審査し、審査項目ごとに可・否の2段階で評価していただきます。

まず、大項目の1、市民の平等な利用を確保するものであること。

これにつきましては、(1) 管理運営の基本的な考え方でございます。

大項目の2、施設の管理を安定して行う能力を有すること。

これにつきましては、(1) 団体の経営及び財務状況、(2) 管理運営の執行体制、(3) 必要な専門職員の配置、(4) 業務移行体制の整備、(5) 従業員の管理能力向上策、(6) 施設の保守管理の考え方、(7) 設備及び備品の管理、清掃、警備等。

大項目の3としまして、施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

(1) 関係法令等の遵守、(2) リスク管理及び緊急時の対応。

次のページに行きまして、大項目の4、施設の効用を最大限発揮するものであること。

(1) 開館時間、休館日の考え方、(2) 利用料金の設定及び減免の考え方、(3) 施設利用者への支援計画、(4) 施設の利用促進の方策、(5) 利用者の意見聴取、自己モニタリングの考え方、(6) 施設の事業の効果的な実施、(7) 成果指標の数値目標達成の考え方、(8) 自主事業の効果的な実施。

大項目の5としまして、施設の管理に要する経費を縮減するものであること。

(1) 収入支出見積りの妥当性、(2) 管理経費(指定管理料)でございます。

以上が、「指定管理予定候補者選定基準」の概要でございます。

以上で説明を終わります。

○石井部会長 ありがとうございました。

只今のご説明に対しまして、委員の皆様からご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

木下委員お願いします。

○木下委員 これから、提案書の内容を伺って、選定評価を行うに当たって、その前に、確認しておきたい、あるいは以前に議論されたことかもしれないのですが、資料の7-1のところ、3ページ、4ページです。今回は、指定期間が来年度1年間で、非公募で行うということで、その理由として、現在、稲毛地区を含めて海浜地区全体の活性化見直しの計画が進行中だということで、そのことは非常によく理解できるわけですが、海浜地区全体の計画の内容いかんによっては、稲毛海浜公園の教養施設の位置づけですとか、運営の仕

方が大きく変わるような可能性があるということでしょうか。

と言いますのは、1年で短いので、なかなかチャレンジングなご提案をしていただくことが難しいのではないかと、少し心配になったものですから。例えば4ページのところにございます施設のビジョンですとか、ミッションのような、こういったものまで大々的に変わる可能性はあるのでしょうか。そうなると、この1年間は、少し言葉は悪いですが消化試合的なものになってしまうのではないかと、もしそうだとすると残念だなという気がするのですが。そういう心配は大丈夫でしょうか。

○石井部会長 では、事務局お願いいたします。

○竹本公園管理課長 まず、本市が取り組んでいます海辺の活性化についてでございますが、現在、海辺のグランドデザインを策定するというところで作業を進めております。そして、海辺のグランドデザインというのは、近々の話ではなくて、将来的なもの、20年、30年後の先を見据えたデザインということで、現在取り組んでおります。

本指定管理期間、あるいはその終了後近いうちに、大きくビジョン、あるいはミッションといったものが変更されるということとはございません。当面は、このビジョン、ミッションに基づいて運営していく方針でございます。

○石井部会長 木下委員よろしいでしょうか。

○木下委員 はい。そうすると、1年間という年限を区切ったのは、何か特別な理由があるのでしょうか。

○竹本公園管理課長 現在、非公募ということで、私どもの外郭団体の公益財団法人千葉市みどりの協会に指定管理をお願いしているところでございますが、外郭団体の見直しの中で、千葉市みどりの協会を一定の役割は終えたということで、組織として存続する必要性が薄れてきたということで、29年度以降につきましては、純然たる民間への公募に切りかえていくことで考えておまして、その関係で1年間ということでございます。

○木下委員 わかりました。

○石井部会長 では、観音寺委員、お願いします。

○観音寺委員 今の木下委員の話で、私も少し気になっていたところとして、1年ということは、今の説明でよくわかりましたが、例えば稲毛記念館などは、昭和59年築で、視察させていただいても大分古くなっているなとか、老朽化だなと感じておまして、耐震性だとか、いわゆる建て替え的な部分等の話は現状はないという認識でいいのでしょうか。

○竹本公園管理課長 はい。

○観音寺委員 あわせて、特別会議室を見させていただいた時に、空調が壊れていて、その理由で使えないという話を管理されている方にお伺いして、なかなか指定管理者で対応できないという話があったのですが、この辺りというのは、どういう考えでしょうか。

○石井部会長 事務局お願いします。

○竹本公園管理課長 まず、特別会議室の使用頻度についてですが、空調設備があった場合でも、やはり特別会議室というもので位置づけがあったものですから、余り利用頻度がなかったということで、本来であれば、市として修繕をしていかなければいけないところがございますが、これまでの利用頻度、あるいは今後の需要を考えた時に、なかなか予算取りの中で優先順位が上がってこないという状況で、現状放置のような形になってしまっております。

○観音寺委員 そうすると、それは指定管理者の責任ではなくて市の考え方というか、優先順位の中でやむなしということで大丈夫ですか。

○竹本公園管理課長 はい。

○石井部会長 その他いかがでしょうか。

では、私からなのですが、数値目標を掲げられております。この数値目標をどうやって出したかということをお教えいただけますでしょうか。

○公園管理課職員 平成24年から26年の平均から算出しております。花の美術館、稲毛記念館、両方につきまして同じように3か年の平均で算出しております。

○石井部会長 ありがとうございます。

それから、もう1点、修繕のところで、1件当たり100万円以下の修繕は指定管理者の負担としてありますが、例えば1件80万円の修理が5件必要だと、そうすると400万というようなことになってしまうわけですが、そういう場合でも、1件当たりが100万円以下のだから全部指定管理者さんやってくださいよということになるのか、あるいはそこまでは想定していなくて、そういうときには市との協議で対応がなされるものなのかという点についてはいかがでしょうか。

○公園管理課職員 基本的には、1件当たり100万円以下については指定管理者が全て行うということと考えておりますが、収支予算書を出していただきますので、そこで修繕費として幾ら計上させているかというところも見ますので、具体的には協議して行っていくということになります。

○石井部会長 ありがとうございます。

その他、特にご質問ありませんでしょうか。

(発言する者なし)

○石井部会長 では、続きまして、第1次審査の結果について事務局からご説明をお願いいたします。

○竹本公園管理課長 それでは、第1次審査、形式的要件審査についてご報告いたします。資料7-4をお願いいたします。

申請者であります公益財団法人千葉市みどりの協会につきまして、第1次審査項目の9項目について審査いたしましたところ、全ての要件を満たしているという状況でございます。

あわせて、1点ご報告がございます。

みどりの協会につきましては、本年3月に包括外部監査人から花の美術館の改修に伴う固定資産の管理などに関し指摘を受けております。現在、当課と指摘事項を是正するよう協議しているところでございます。

以上、ご報告させていただきます。

○石井部会長 ありがとうございます。

それでは、只今のご説明に対しまして、ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

観音寺委員お願いします。

○観音寺委員 今の指摘事項についてもう少し詳しくお聞かせ願いますか。

○公園管理課職員 2点ほどありまして、まず1点目としては、協議文書に関するということと、指定管理者が施設の修繕等行う際には市と協議をしなければならないとされているのですが、その協議をすべきものの中で、協議をしていないものがあったと。実際には、口頭でのやりとりはあったとしても、文書として残されていないならないということで指摘がございました。

2点目としては、台帳の管理につきまして指摘がございました。

内容としては、指定管理者が施設の修繕等に当たり、設備の取り替えを行った際に、市の公有財産台帳上の処理がされていなかったということでございます。

これらの指摘に対しては、改善が可能なものから順次対応することとしておりまして、

改善が図れたものは市のホームページでその内容を公表していく予定でございます。

今回の指摘の中には、関係部署との調整が必要な事項もあるため、措置の時間がかかるものもございますが、引き続き措置に向けた調整をしていくこととしております。

○石井部会長 ありがとうございます。

観音寺委員よろしいでしょうか。

○観音寺委員 はい。

○石井部会長 他に何かございますでしょうか。

では、ご質問がないようですので、申請者である公益財団法人千葉市みどりの協会へのヒアリングを行いたいと思います。よろしいでしょうか。

では、申請者をお呼びください。

(公益財団法人千葉市みどりの協会入室)

○村上都市総務課長補佐 それでは、プレゼンテーションに先立ちまして、まず自己紹介をお願いできますでしょうか。

○公益財団法人千葉市みどりの協会 公益財団法人千葉市みどりの協会事務局長兼事業部長の菅原と申します。よろしく願いいたします。

同じく、みどりの協会事業部、事業部長の代理をさせていただきます高橋と申します。よろしく願いいたします。

同じく、公益財団法人千葉市みどりの協会花の美術館担当主任上坂と申します。よろしく願いいたします。

○村上都市総務課長補佐 それでは、これから10分間のプレゼンテーションをお願いいたします。終了1分前になりましたら私から合図いたします。10分が経過しましたらお伝えしますので、よろしく願いいたします。

準備はよろしいですか。

○公益財団法人千葉市みどりの協会 はい。

○村上都市総務課長補佐 では、始めてください。

○公益財団法人千葉市みどりの協会 改めまして、公益財団法人千葉市みどりの協会上坂でございます。本日は、このような機会を設けていただきありがとうございます。

それでは、稲毛海浜公園教養施設の管理運営について、提案書に基づいてご説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

では、私は座って失礼いたします。

それでは、1ページをご覧ください。

管理運営の基本的な考え方についてご説明いたします。

公の施設の管理運営を行うに当たって、指定管理者は、それが公の施設であることを常に念頭に置き、利用者の安全・安心を確保しつつ、誰もが平等・公平に利用できることを第一に、管理運営に当たるべきであると考えます。その上で、当協会は、設置者である千葉市から示されたビジョン、ミッションを踏まえ、ここにお示しした5つの基本方針を定めました。この方針に基づき、施設の設置目的を果たすため、最大限努力して参ります。

なお、5つの基本方針の内容につきましては、2ページの上段に書いてございます。

続きまして、3ページから7ページをご覧ください。

管理運営の執行体制についてですが、本施設を運営するに当たり、当協会は、現在まで管理運営を行っておりますので、その実績を踏まえ、平成27年度と同様の体制といたします。スタッフは合計36人配置し、6ページから7ページの表にそれぞれの職種、雇用形態、担当業務の内容につきまして書いてございます。

続きまして、20ページをご覧ください。

開館時間及び休館日についてですが、千葉市都市公園条例を踏まえ、ここにお示した表のとおりといたします。なお、花の美術館については、条例では16時30分までとなっているところ、現在17時まで開館しておりますので、引き続き17時までといたします。

また、稲毛記念館、野外音楽堂、稲毛民間航空記念館につきましては、5月から8月までは午後7時、それ以外の時期は午後6時を限度に貸し出し時間を延長いたします。

続きまして、21ページをご覧ください。

利用料金の設定についてですが、条例の範囲内でお示した表のとおりを設定いたします。なお、花の美術館では、グループでの利用や、リピーターの利便性向上のために5回分の料金で1枚招待券のついたつづり券を設定いたします。

続きまして、22ページをご覧ください。

利用料金の減免についてですが、条例を踏まえ、こちらにお示したように設定いたします。なお、花の美術館の入館利用料金につきましては、現在までの実績等を鑑み、療育手帳と義務教育小学校、高齢者施設の利用者及び職員等につきましては、千葉市以外でも全額免除といたします。また、貸出施設利用料金につきましては、障害者団体や社会福祉法人が利用する場合、全額免除といたします。

続きまして、23ページをご覧ください。

施設利用者の支援計画についてご説明いたします。

本施設は、様々な方が利用されますが、小さなお子様をお連れの方に対しましては、授乳、おむつ替えのスペースを提供いたします。なお、花の美術館におきましては、ベビーカーの貸し出しを行うほか、お子様でも楽しめる季節の花の塗り絵コーナーを設置いたします。お体の不自由な方に対しましては、車椅子の貸し出しや、筆談によるご案内、特に目の不自由な方のためには植物に触って楽しめるコーナーの設置を行います。また、展示により興味を持っていただき、理解を深めていただくため、展示解説やガイドを行います。

続きまして、24ページをご覧ください。

施設の利用促進についてご説明いたします。

まず、花の美術館におきましては、皆様により気軽にご利用いただけるように毎日午後4時以降を無料開放いたします。また、例年来館者の少なくなる夏季プール期間及び冬季を無料開放いたします。

稲毛記念館におきましては、休憩室としてはもちろん、お弁当を持参した方の食事スペースとしての利用を促すため、看板等を整備するなどして、積極的に周知に努めます。

広報・プロモーション活動といたしましては、Web記者クラブや花の美術館公式ブログといった方法を通じて、報道関係者への情報提供を行います。また、各施設にそれぞれのポスターを掲示したり、案内アナウンスで紹介したりといった、施設一体となった広報を行い、相互送客に努めます。

その他、花の美術館の招待券を発行し、花や緑に興味のある方が集まるイベント等で配布し、利用促進を図ります。

続きまして、26ページをご覧ください。

利用者の意見聴取、自己モニタリングについてですが、利用者が、意見等を自由に書くことのできる意見箱を設置します。意見箱に寄せられた利用者の声は、月ごとにまとめて、月次報告において市に報告するほか、館内に掲示します。

続きまして、31ページをご覧ください。

成果指標の数値目標達成の考え方についてご説明いたします。

成果指標につきましては、表のとおりでございます。また、それを達成するための具体的な方策については、花の美術館及び稲毛記念館につきましては、利用促進のところでも

ご説明しましたが、無料開放を増やしたり、看板等の整備を行うことで、利用の促進を図り、目標の達成を目指します。

海星庵につきましては、庭園散策を楽しめるよう、案内板の設置等を行い、野外音楽堂につきましては、幅広い利用ができることを積極的に情報提供をして、新規利用の促進を図ることで目標達成を目指します。

続きまして、32ページから34ページをご覧ください。

自主事業の実施について、ご説明いたします。

自主事業に当たっては、本施設を中核とした人の輪を広げる事業を積極的に展開いたします。表にお示しした中で、来年度新規に実施するもの及び特に注力するものを幾つかご説明させていただきます。

上から2番目の、ボランティア活動の支援につきましては、人の輪を広げるため、花の美術館におきまして、ボランティア、花美フレンズの活動と講習等について支援をいたします。

4番目の団体利用促進は、花の美術館の団体利用者を対象にバスの駐車料金を無料とするほか、花の美術館及び稲毛民間航空記念館において、希望のあった団体利用者に対するガイドや体験教室を実施いたします。

7番目の、花と緑の「巣立ち」応援は、新規の事業でございますが、花の美術館の主にアトリウムで使用した植物を無料で来館者に配布し、花と緑に触れ合う機会を提供します。

その次の、20周年記念イベントも新規事業でございますが、花の美術館が来年で20周年を迎えることから、20という数字をキーワードとして、イベント等を実施します。

34ページでは、下から2番目の稲毛民間航空記念館において、常設展示されている鳳号の普段は乗れない操縦席に乗って写真の撮れるイベントを行います。

最後の施設の団体利用促進については、稲毛記念館ほか3施設を利用する団体に対して、費用の助成を行い、稼働率と利用者数のアップを目指すものでございます。

続きまして、35ページから37ページをご覧ください。

収入及び支出の見積もりについてですが、収入につきましては成果指標の数値目標に留意し、平成27年度利用見込みを参考として積算いたしました。支出につきましては、平成26年度の管理実績を参考に積算をいたしました。

なお、39ページ以降に収支予算書を添付いたしておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○石井部会長 ありがとうございました。

それでは、質疑応答を行います。委員の皆様、ご質問ございますでしょうか。

○観音寺委員 企画書の35ページにあります利用料金収入計が13,509,610円となっておりますが、39ページ、40ページ等では15,126,000円となっておりまして、これはどちらが正しいでしょうか。40ページを見ますと、何が違うのかなと一個一個見たら、40ページの③の講座収益1,615,000円の差かなと思うのですが。

○公益財団法人千葉市みどりの協会 そのとおりでございます。

○観音寺委員 この各種講座参加料金というものは自主事業収入の参加料とは別にあるのですか。

○公益財団法人千葉市みどりの協会 別です。指定管理事業の講座の収入でございます。

○観音寺委員 はい、わかりました。

26ページなのですが、自己モニタリングのところ、利用者アンケートということで、定期及び随時実施ということが利用者アンケートの実施方法にあります。これはどれ位のタームと言うか、今もやっていらっしゃるのですか。どのような意見が主にありますか。

- 公益財団法人千葉市みどりの協会 アンケートは、定時は月に1度土曜日か日曜日に行っております。1回50名様を限度といたしましてアンケートをいただくようにしております。
- どのような意見かは、アンケートそのものでは施設のこういったところが印象に残りましたかとか、何で知りましたかと、そういったようなことを聞いておりますので、特にその時だけやっていたイベントを目指してこられた方なのか、いつもお散歩等で来ていただいている方なのか、そういったことを知るためのアンケートということになっております。
- アンケートでは、余り厳しいご意見をいただかないことが多いのですが、意見箱には、時折厳しいご意見をいただくこともありますし、逆にお褒めの言葉をいただいて、頑張ってくださいといったようなことを書いてくださる方も結構おられます。
- 件数に関しましては、今年の5月が、4月に中庭のリニューアルをしたことで、大変たくさんのご意見をいただいたのですが、それ以降は、大体一月に20から30件程度の意見箱の意見をいただいております。今のは花の美術館の場合の数字でございます。
- 観音寺委員 他の施設では特にアンケート等はやってないのですか。
- 公益財団法人千葉市みどりの協会 同じように意見箱等の設置はしておりますし、アンケートも他のところもやっております。
- 観音寺委員 出口などでやっているのですか。
- 公益財団法人千葉市みどりの協会 お帰りの際にお答えいただくようにしております。
- 観音寺委員 満足度というところが、パーセントを出すかは別として、その推移などを見ると、例えば徐々に下がっているのはなんでかとか、そこにまた苦情の不満とか、そういうものが隠れている可能性もあるので、定期的、継続的にやるということは重要かと思っておりますので、引き続きお願いしたいなと思っております。
- 石井部会長 大谷委員、どうぞ。
- 大谷委員 35ページの稲毛記念館の収入支出見積りの妥当性ということで、こちらは24年度から26年度に大体平均の回数を使って試算されていると思いますが、積算根拠の110回というのが納得いかないのです。稲毛記念館は見学した時にかなり設備が古くて、空調が壊れていましたが、この110回が本当だとすると大体3日に1回ぐらいは使われているということですよ。空調が壊れていてどうしてこれだけ使う要望があるのか、少し不思議に思ったのですが、何か工夫されて逆にこれだけの回数をこなしていらっしゃるのかお聞かせ出来ますでしょうか。
- 公益財団法人千葉市みどりの協会 空調が壊れているのは、確かに調子が悪いところは全体的に調子が悪いのですが、特別室につきましては、全く空調が動かないというところがございます。ただ、他の和室、茶室につきましては、今のところは何とかだましだまし動いている状況ではございます。ですから、そこは通常の貸し出しという形で利用していただいておりますので、過去の実績を踏まえた形でこういう積算をさせていただいております。
- 大谷委員 そうすると、ほぼ1年間で110回も使われる、場合によっては、和室は220回と書いてありますので、ひょっとしたら午前と午後、分けているのかもしれないということですが結構利用頻度が高いということでもよろしいでしょうか。
- 公益財団法人千葉市みどりの協会 和室は二間ありますので、一間お借りいただければ1という形になりますので。
- 大体土曜、日曜の利用が非常に多いので、年間土曜、日曜の回数を合計するとそれぐらいの回数になるので、そういった数で積算しております。
- 石井部会長 そのほか委員の皆さんいかがでしょうか。
- はい、木下委員どうぞ。

- 木下委員 この4つの施設の建物は花の美術館を除いては大分老朽化していて、それはちょっと置いておくとしても、先日、見学させていただいて、特に屋外、海星庵には日本庭園がございますし、花の美術館にも外にいろいろお庭や植栽スペースがございます。そこで、両者を比較してしまうと、やはり花の美術館は大変手を入れられていて、きれいに管理されているという印象を受けますが、海星庵も、以前はもう少しきれいに管理されていたと思うのですが、今回見させていただいたときに、海星庵の日本庭園に関しては、少し雑草が目について、あくまで花の美術館と比べるとなのですが、やはり管理水準が低いのかなという印象を受けたのですが、管理の頻度は同じなのでしょうか。
- 公益財団法人千葉市みどりの協会 頻度については、はっきりわからないのですが、稲毛記念館の日本庭園に関しましては、委員さんが今回見ていただいて、過去と比べてのお話しなのかわかりませんが、確かに芝生地を見ていただいたりすると、クローバーが芝生の中にあたりですとか、松が伸びていたりだとかということは多々あったのかもしれませんが、それは今まで業者さんに年間委託で定期的な管理という形でやっておりました。昨年か一昨年あたりから、業者さんによる管理をやめまして、直営で作業員を入れて管理するようにしております。当然、素人なものですから、できる範囲、できない範囲があるのですが、できない範囲は当然業者さんをお願いするのですが、できる範囲で、植木に詳しい職人さんとかを入れて管理をして、芝生地に関しましては、大分よくなったと思っております。それで、クローバーなども大分なくなって、本当の芝生地になっているかなというところで、他から見ると見劣りするところではあるのかもしれませんが、一応私ども管理させていただいている立場としましては、少しずつよくなっているのかなとは考えています。そこはなるべく皆様のご期待に添えるよう、これからも頑張らせていただきたいと思っております。
- 木下委員 日本庭園ですので、やはりどうしても見る目が厳しくなってしまうところがあるかと思っておりますので。
それから、野外音楽堂の芝生席ですね。あそこも多分周りの木が大きくなって日影になってしまい、その下の芝生がはげてしまっているのですが、その辺りも気にはなりました。細かい点ですが。
- 石井部会長 蒔田委員よろしいでしょうか。
- 蒔田委員 先ほどの利用者数の繰り返しになると思うのですが、稲毛記念館の中の和室、茶室の利用回数が110回ずつ、それから海星庵のほうの茶室も同じく110回、年間として、どちらの茶室を利用する人が多いのでしょうか。トータルすると合計220回も茶室を使うという勘定になるのですが。
- 公益財団法人千葉市みどりの協会 すみません。数字がはっきり数は申し上げられないのですが、やはり海星庵のお茶室のほうは、料金的に記念館の和室と比べると料金がお高くなっておりますので、どうしてもちょっとしたお茶席であれば稲毛記念館の和室のほうの利用頻度は高いと思います。やはり海星庵のほうが少し高いものですから、本当に本格的なあそこを立礼席という座って正座をしないでご利用いただける席がありますので、そういうところをお使いいただくときは海星庵、通常のちょっとしたお茶席であれば稲毛記念館という形で、稲毛記念館の場合は、和室と茶室がつながっておりますので、茶室だけというよりも茶室と和室を使うような形でのご利用が多ございますので、そこはどちらかと比較をした場合、どちらかという稲毛記念館の茶室のほうが多いのかなと。和室と言っても、お茶ができないわけではなくて、和室の畳のところをくり抜いて、お湯が沸かせるようなところがございますので、和室を茶室としてお使いいただく方も多々おりますので、全体的にはどちらかと言うと稲毛記念館のほうが多いのかなと考えています。

- 蒔田委員 施設を管理されていて、海星庵の茶室は必要か必要じゃないかと問われたらどう答えられますでしょうか。
- 公益財団法人千葉市みどりの協会 必要だと思います。あれは確か花の全国都市緑化フェアですか、あれを記念してつくられたところをございまして。
- 蒔田委員 非常にいい和室が、木造の建物が、先ほどの意見出ましたように、周りをもう少しきれいに整備していただくと利用者が増えるのかなと。
- 公益財団法人千葉市みどりの協会 わかりました。そこは肝に銘じて管理をさせていただきます。
- 石井部会長 よろしいでしょうか。
- 蒔田委員 はい。
- 石井部会長 では、私から聞かせていただきます。
 これまで何年間指定管理、あそこをされたのでしょうか。あるいは指定管理になる前ももしあったとすれば。
- 公益財団法人千葉市みどりの協会 施設によって違うのですが、海星庵、花の美術館につきましては、平成8年から管理しております。稲毛記念館につきましては、昭和59年から管理しております。航空記念館につきましては、平成元年から、野外音楽堂につきましては、昭和57年から管理しております。
- 石井部会長 次年度が最後の1年になってしまうんですかね。これまでの管理の集大成というか最後の1年なので、今までどおりというか、今まで以上に最後をしっかりとやっていただきたいなというところがあります。
 それから、逆に、この提案書の中で業務引き継ぎ計画等という部分で、現在の指定管理者でもあるので引き継ぎ計画が必要ありませんとあったのですが、逆に、この先、次々年度ですか、以降はもう替わってしまうわけなので、そこへの引き継ぎが必ず必要になるかと思えます。その辺りについて、今の段階でこうやっていこうとか何かお考えなどありませんでしょうか。
- 公益財団法人千葉市みどりの協会 この他に都市緑化植物園を現在指定管理でやらせていただいているのですが、そちらの管理が3月で終わるような予定になっておりまして、現在そちらの引き継ぎを少しずつ進めているのですが、そちらを参考に現在施設にどんな備品があるですとか、どんな設備があるですとか、そういったものをチェックしながら、引き継ぎに向けて準備を進めていこうとしているところをございまして。
- 石井部会長 ハードの面だけでなくソフト、これまでのノウハウとか、あとは人ですね、そういった面でも次々年度以降への引き継ぎもしっかりやっていただきたいと思うところです。よろしくお願ひします。
 そのほか委員の皆様何かありますでしょうか。
- 観音寺委員 24ページの施設の利用促進の方策の3つ目です。広報・プロモーション活動に関してですが、書いてある内容はよくわかるのですが、何かやはり知らない人も結構いるのかなと。都市緑化植物園に比べると、こちらの知名度は高いですし、こちらの施設のグレードというか、管理状況もいいですし、やはり行かせていただいて非常にいろいろな企画をやられていて、すごくいいなと思って、よりもっと多くの人に来ていただきたいと思うのです。それは、市民に限らず、市外の人も含めてだと思っていて、その辺りに関して、1年しかないので難しい部分はあると思うのですが、広報専任スタッフを配置しということも書いてあったので、何かこの辺りでやっていきたいこととか、お考えとかありますか。
- 公益財団法人千葉市みどりの協会 広報につきましては、今までいろいろやってはいるの

ですが、なかなか難しいなと思っているところではあります。今回、ここに広報専任スタッフと書いたのは、やはり専任、今は兼務してやっているのですが、専任してやるぐらいでないとなかなか充実した広報ができないのかなと思って書かせていただいたのですが、具体的なこれをやりたいということは、そこまで詳しいものはないのですが、今まで以上に広報に力を入れて、よりたくさんの方に来ていただければとは思っております。

○観音寺委員 団体の、老人ホームの方もいらっしゃっていると以前にお話をお伺いしたのですが、そういう施設などを回るとか、小学校を回るとか、そういう活動は今されていないのですか。

○公益財団法人千葉市みどりの協会 そうですね。実際に回ってはいないのですが、例えば海浜公園の中に遠足で来る学校の予定が入ったりしますと、そういった学校さんに電話をしまして、こういった施設もあるのでぜひお寄りくださいというようにご案内したりなどはしております。

○観音寺委員 ぜひ近くに来た人や、うまいタイミングを使って、PRしていただきたいと思います。ゼロから開拓ってやはり難しいと思うのですが、何かしらこちらにいらっしゃっている方とか、それから近隣の老人ホームなりいろいろな団体に電話1本するとか、ダイレクトメールを送るとかというものでも、では行ってみようかなとか、そういう方だったら無料ができたりする部分もあろうかと思っておりますので、ぜひ一度足を運んでもらうとすごくいいなと多分皆さん思ってもらえると思っておりますので、頑張ってくださいなと思います。

○石井部会長 その他、特にございませんでしょうか。

木下委員。

○木下委員 28ページの中ほどに、園内各施設の相乗効果で魅力を高めというくだりがございます。これ大変すばらしいことだなと思っておりますので、ぜひ力を入れて進めていただきたいと思うのですが、加えまして、航空記念館で、以前見学させていただいた時に、チラシを拝見したのですが、そのチラシというのが、記念館だけではなくて、陸地側に離れたところに民間航空発祥の地の記念碑が——稲岸公園でしたでしょうか、にございますけれど、ああいう関連施設が地域に散らばっていて、それらを含めてご案内しておりました。ですので、園内の各施設の連携は当然なのですが、園外、公園の外の関連する施設との関係もぜひPRしていただいて、相乗効果を高めていただくと、より公園自体の魅力も高まるのかなと思われましたので、ぜひ力を入れていただければと思います。

○石井部会長 では、皆様よろしいでしょうか。

では終わります。どうもありがとうございました。

(公益財団法人千葉市みどりの協会退室)

○石井部会長 それでは、公益財団法人千葉市みどりの協会の提案内容についての審議を行います。

提案内容への意見等も含めてお聞きしたいと思います。まず大谷委員さんから、財務諸表等について何か団体の経営及び財務状況というところで気がついた点等ありましたらご意見いただければと思いますが。

○大谷委員 特には無いです。ちょうど25年度に一般財団法人から公益財団法人に移行されて、その会計処理も適切だと思われまして、特に私から異論はございません。

○石井部会長 それともう1点、提案書の35ページ以下の収入支出見積りの妥当性と、それから収支予算書等についても特に問題等はないということによろしいでしょうか。

○大谷委員 はい。数字のほうは特には、先ほどの差額についての説明も了解できましたし、この収支の見積りは過去の経験値に基づいて算定されたということですので、特にこちら

についても異論はございません。ただ、個人的には、施設がかなり古かったので、あの状況でこれだけの収入を上げることを目標としているのはすばらしいと思います。

○石井部会長 わかりました。

では、質疑応答中にも意見は、委員の皆様からも結構出ていると思いますが、その他、何かご意見ございましたらそれぞれお願いしたいと思います。

はい。

○木下委員 先ほど植栽等の管理に関しては、素人の方をお願いしているというご発言があったと思うのですが、それは、きちんと指導していただいて、それなりの最低限の技術というものは必要だと思いますので、そこはきちんとやっていただいているのかなと、少し心配になりましたけれど。そこは気をつけていただきたいなと思います。

○竹本公園管理課長 恐らく協会の雇用している。

○木下委員 雇用された方、けれども素人の方ということでしょうか。

○竹本公園管理課長 ただこれまで経験がないという意味での素人。

○木下委員 だとすると、それは経験のある方が技術的な指導を最初だけでもされたほうがいいのではないかと思います。特に日本庭園に関しては。

○石井部会長 その他、何かこの提案内容について、管理運営の基準、その他の仕様書において要求している水準を満たさないのではないかと、あるいはそれからすると問題があるのではないかとといった点で何かご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。特にそういったご意見は無いということでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○石井部会長 その他、さらにつけ加えてのご意見ございますでしょうか。

(発言する者なし)

○石井部会長 特に無いようでしたら、今回の提案内容は、管理運営の基準、その他の仕様書において要求している水準を満たしたものであり、千葉市みどりの協会は稲毛海浜公園教養施設（花の美術館、稲毛記念館、海星庵、野外音楽堂、稲毛民間航空記念館）の管理を適切かつ確実に行うことができるものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○石井部会長 では、委員の皆様からも異議がございませんので、そのように決定し、委員の皆様からいただいた意見、質疑応答中で出たものも含めて部会の意見といたします。

事務局におかれましては、今後の指定管理予定候補者との協議の中で、より良い管理運営に向けて、本部会において委員から示された意見を十分に考慮し、反映させていただきたいと思います。

本日の議事は全て終了しました。

以上をもちまして、平成27年度第4回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会を閉会いたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

○山下公園緑地部長 本日は、貴重なご意見をいただきありがとうございます。

今回いただいた意見を十分に反映して、今後、指定管理予定候補者と協議を進めて参りたいと思います。その後、11月末から平成27年第4回定例会が開催されますので、そちらに指定管理者の指定の議案を提出させていただきたいと思います。

本日はお忙しい中ありがとうございました。